

福生ロケーションサービス市民エキストラ募集要領

福生市は、市内公共施設へのロケ撮影誘致を中心とした撮影支援事業を実施しており、映像を通して福生の魅力ある景観のPRや地域の情報発信を行うとともに、ロケ地として使用された地域として、福生をより魅力ある地域にするための活動を行っております。

つきましては、皆さんと共に福生を盛り上げていくため、撮影支援事業にエキストラとして参加いただける方を募集いたしますので、より多くの方にボランティア登録をいただきたく御協力をお願いいたします。

1 募集（登録）条件

福生市在住、または在勤・在学者であること。

※年齢・性別は問いません。

2 登録方法

別紙「福生市民エキストラ（ボランティア）登録書」に必要事項を記載して、福生市生活環境部シティセールス推進課までご持参ください。なお、申込書は個人情報のため、ご本人様またはご家族がご持参ください。

※写真は最近撮影したスナップで構いません。（「写真貼付」の枠内に収まるサイズ）

3 出演依頼

市内での撮影でエキストラが必要な時は、登録された方の中から制作会社からの出演要件をもとにご連絡させていただきます。なお、連絡は福生市以外から連絡することはありません。

4 登録にあたっての注意事項

①出演料等謝礼はありません。また、交通費等は全てご本人のご負担となります。

②撮影に際して出演者へのサインや写真の撮影などは一切できません。

③撮影スケジュールの急な変更や出演シーンが放映されないことがあります。

④今回の手続きは「登録」であり、エキストラ等としての参加・出演をお約束するものではありません。

⑤18歳未満の方及び18歳であっても高校生である方（以下「18歳未満」）は、申込書の同意書欄を保護者よりご記入・押印いただき提出してください。（保護者への確認をいたしますのでご了承ください。）

また、18歳未満の方は、保護者の同意があっても深夜、早朝の撮影には参加できません。

⑥登録の抹消や登録事項の変更が生じた場合は、福生市生活環境部シティセールス推進課までご連絡ください。連絡が取れなくなった場合や、撮影現場で制作会社等の指示に反する行動を繰り返した場合、また、その他市長が不適切と判断した場合は登録を抹消させていただく場合がございます。

⑦登録いただいたデータは、福生市個人情報保護条例（平成6年条例第41号）により適正に管理いたします。

5 災害補償

エキストラ出演により怪我を負うなどした場合は、福生市民総合災害補償規則により補償いたします。

ただし、撮影現場までの移動時など、活動外時は補償対象外となります。

6 登録書の配布・申込み・お問い合わせ先

〒197-0022 東京都福生市本町23番地

福生ロケーションサービス事務局

（福生市観光案内所「くるみる ふっさ」内）

TEL&FAX：042-530-2341

URL：http://fussafilm.com

E-mail：fussafilm@gmail.com

福生ロケーションサービス市民エキストラ登録書

しめい 氏名	印	※登録番号
〒 住所		
生年月日	年 月 日	この枠内におさまるよう写真を貼付してください。
参加可能な 曜日・時間		
職業等		
電話 (携帯電話)	()	
メールアドレス		
身長	cm	
自己PR		

上記のとおり、福生市民エキストラ登録を申し込みます。

氏名（保護者）

印

（登録者が未成年の場合は、保護者の署名押印をお願いいたします）

※実績リスト

撮影日	番組名	役柄	備考

「※欄」は記入しないでください。